

農地でお困りの方へ

農業を続けられない、所有している農地を縮小したい、農地が荒れてしまっている、相続した農地の管理ができない etc.

農地中間管理機構に貸し付けると、 来年から固定資産税が半額になります

所有する**農業振興地域内の全ての農地**(10アール未満の農地を自作地として残すことが可能)を、**新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた**ときは、以下の期間、固定資産税が**1/2に軽減**されます。

- ① 10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは、**3年間**
- ② 15年以上の期間で貸し付けたときは、**5年間**

固定資産税の例

(1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際は個々の農地により額は異なります)

1万円  5千円

(※ 軽減が適用されるのは、平成32年3月31日までに貸し付けを開始した場合です)

注意！

荒れた農地を放置していると、今後固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。

例えば・・・

- 今年の秋(11月頃)： 農業委員会から遊休農地の利用意向調査票が届きます。
- 来年の夏(8月頃)： 意向どおりに実施しているか農業委員会が確認します。
- 来年の秋(11月頃)： 意向どおりに実施されていない場合、農業委員会から**農地中間管理機構との協議の勧告**が行われます。再来年の1月1日現在で勧告を受けている農地については、その年度以降の固定資産税が1.8倍になります。

農地中間管理機構への貸し付けの意向が示されれば、勧告されることはありません。管理でお困りの方は、方策の一つとして是非ご検討ください。

※ 農業振興地域内の農地であっても貸し付けできないことがありますので、ご検討の際は「なら担い手・農地サポートセンター(Tel: 0744-21-5020)」又は町農業委員会へご相談ください。

問い合わせ先：広陵町農業委員会事務局(Tel: 0745-55-1001)